

平成24年度横浜市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成24年度横浜市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 市民病院事業

(1) 病 床 数	650 床
(2) 年間入院患者数	208,050 人
(3) 年間外来患者数	306,250 人
(4) 1日平均入院患者数	570 人
(5) 1日平均外来患者数	1,250 人
(6) 年間がん検診者数	33,567 人
(7) 1日平均がん検診者数	137 人

2 脳血管医療センター事業

(1) 病 床 数	300 床
(2) 年間入院患者数	100,740 人
(3) 年間外来患者数	39,200 人
(4) 1日平均入院患者数	276 人
(5) 1日平均外来患者数	160 人
(6) 短期入所療養介護及び 介護保健施設サービス等利用定員	80 人
(7) 年間短期入所療養介護及び 介護保健施設サービス等利用者数	29,200 人
(8) 年間通所リハビリテーション等 利 用 者 数	10,164 人

- | | | |
|------|-----------------------------------|-----|
| (9) | 1日平均短期入所療養介護及び
介護保健施設サービス等利用者数 | 80人 |
| (10) | 1日平均通所
リハビリテーション等利用者数 | 33人 |

3 みなと赤十字病院事業

- | | | |
|-----|-----------|----------|
| (1) | 病 床 数 | 634床 |
| (2) | 年間入院患者数 | 210,194人 |
| (3) | 年間外来患者数 | 267,014人 |
| (4) | 1日平均入院患者数 | 576人 |
| (5) | 1日平均外来患者数 | 1,090人 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	市民病院事業収益	19,428,873千円
第1項	医 業 収 益	18,092,085千円
第2項	医 業 外 収 益	1,336,788千円
第2款	脳血管医療センター事業収益	6,944,655千円
第1項	医 業 収 益	4,721,055千円
第2項	医 業 外 収 益	2,174,485千円
第3項	介護老人保健施設収益	49,115千円
第3款	みなと赤十字病院事業収益	1,659,443千円
第1項	医 業 収 益	62,542千円
第2項	医 業 外 収 益	1,596,901千円
	合 計	28,032,971千円

支 出

第1款	市民病院事業費用	19,251,369千円
第1項	医業費用	19,026,629千円
第2項	医業外費用	222,740千円
第3項	予備費	2,000千円
第2款	脳血管医療センター事業費用	8,009,204千円
第1項	医業費用	7,362,626千円
第2項	医業外費用	526,917千円
第3項	介護老人保健施設費用	118,161千円
第4項	予備費	1,500千円
第3款	みなと赤十字病院事業費用	3,097,633千円
第1項	医業費用	2,170,804千円
第2項	医業外費用	926,829千円
	合 計	30,358,206千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,154,378千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款	市民病院事業資本的収入	1,543,931千円
第1項	企業債	700,000千円
第2項	一般会計出資金	843,931千円
第2款	脳血管医療センター事業資本的収入	1,983,030千円
第1項	企業債	1,000,000千円

第2項	一般会計出資金	983,030千円
第3款	みなと赤十字病院事業 資本的収入	1,387,235千円
第1項	企業債	50,000千円
第2項	一般会計出資金	1,112,112千円
第3項	一般会計補助金	225,123千円
	合 計	4,914,196千円
	支 出	
第1款	市民病院事業資本的支出	2,587,058千円
第1項	建設改良費	1,050,000千円
第2項	企業債償還金	1,501,058千円
第3項	投資	36,000千円
第2款	脳血管医療センター事業 資本的支出	2,763,346千円
第1項	建設改良費	1,110,300千円
第2項	企業債償還金	1,653,046千円
第3款	みなと赤十字病院事業 資本的支出	1,718,170千円
第1項	建設改良費	50,000千円
第2項	企業債償還金	1,668,170千円
	合 計	7,068,574千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
市民病院医学 洋雑誌購入費	平成25年度	5,000千円
脳血管医療センター 医学洋雑誌購入費	平成25年度	1,000千円
脳血管医療センター 施設管理委託	平成25年度から 平成26年度まで	20,000千円
市民病院入金機管理 及び集配等業務委託	平成25年度から 平成28年度まで	8,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 施設整備工事費、医療備品購入費及び工事負担金に充てるため。
- (2) 限 度 額 1,750,000千円
- (3) 起債の方法
 - ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
 - イ 起債の時期は平成24事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。
- (4) 利 率 年5.0%以内
- (5) 償還の方法
 - ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
 - イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用。

(他会計からの補助金)

第9条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,450,667千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、9,660,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
(1) 取得する資産	ア 備 品	高エネルギー放射線治療装置	一 式
	イ 同 上	磁気共鳴断層診断装置	同 上

平成24年2月15日提出

横 浜 市 長 林 文 子